

【特集】政策 / 新エネルギー

「中華人民共和国再生可能エネルギー法」が公布 2006年1月から施行

国際事業部 志村 和俊
北京事務所 曲 暁光

2月25日から北京で行われていた第10期全国人民代表大会（全人代）常務委員会第14回会議の最終日である2月28日、「中華人民共和国再生可能エネルギー法」が、決議・公布された。2006年1月1日から施行される。本法の草案は、昨年12月に開催された同委員会第13回会議において初めて議題とされており、今回再審議されていた。

再生可能エネルギーの開発と利用の促進等を目的とした本法では、税、財政、価格面の優遇措置とともに、電力系統（グリッド）を有する電力会社（以下、原文に準じ「電力網企業」という。）に対する再生可能エネルギー電力の購入が義務付けられた。

本稿では、同法制定の経緯、内容及び今後の課題について概観する。

1. 制定経緯

電力不足に直面した2002年以降、温家宝首相をはじめとする政府内において再生可能エネルギー及びエネルギー政策全般を重要視する機運が急速に高まったことを背景に、2003年6月、全人代常務委員会は同年の立法計画に「再生可能エネルギー開発利用促進法」を盛り込み、文案起草作業を全人代環境資源保護委員会が取りまとめることを決定した。

同年8月、同委員会は、同法案の作成にあたり、国家発展改革委員会を政府案、清華大学を専門家案の起草機関としてそれぞれ指定。国家発展改革委員会では、能源局及び外郭団体である能源研究所が、清華大学では、何建坤教授をグループ長とする再生可能エネルギー法起草作業小組がそれぞれ起草を担当した。欧米諸国への視察、各種セミナーにおける諸外国、国際機関等の関係者の意見聴取を経て、2004年6月には、国家発展改革委員会及び清華大学が全人代環境資源委員会へ政府案及び専門家案をそれぞれ提出。2004年7月15日には、両案を一本化した「中華人民共和国再生可能エネルギー利用促進法（草案）」が、全8章54ヶ条にまとめられた。

その後、同委員会により、細則的な内容及び数値目標等が草案から削除され、昨年12月の全人代常務委員会での審議を経て、本年2月末に再審議の結果、決議・公布された。

2. 再生可能エネルギー法の概要

本法は、再生可能エネルギーの開発利用の加速促進、エネルギー供給の拡大、エネ

ルギー構造の改善、エネルギーの安全保障、環境保護、経済と社会の持続可能な発展促進の5つを目的とし(第1条)、「総則」「資源調査と発展計画」「産業指導と技術サポート」「普及と導入」「価格管理と費用分担」「経済的インセンティブと監督措置」「法律責任」「付則」の全8章33条にて構成されている。

(1) 「再生可能エネルギー」の定義

風力、太陽エネルギー、水力、バイオマスエネルギー、地熱エネルギー、海洋エネルギー等の非化石エネルギーをいう。燃料としての茎や藁等の直接燃焼については対象外。

なお、昨年12月時点の草案では、小水力発電(5万kW以下)は対象とされていたが、本法では、水力発電への適用は全て国務院エネルギー主管部門が定め、国務院が批准することとなった。(2条)

(2) 資源調査と発展計画

- 国務院エネルギー主管部門等による「再生可能エネルギー資源調査」(6条)、「再生可能エネルギー開発利用の中長期計画の総量目標」(7条)及び「再生可能エネルギー開発利用計画」(8条)の制定・公表

(3) 産業指導と技術サポート

- 国務院エネルギー主管部門による「再生可能エネルギー産業発展指導目録」の制定・公表(10条)
- 国務院標準化行政主管部門による「国の再生可能エネルギー電力の系統連携技術ガイドライン」「再生可能エネルギーの技術や製品の国家基準」の制定・公布(11条)

(4) 普及と導入

- 電力網企業への基準に適合した再生可能エネルギー電力の全量買取り義務(14条) 罰則(29条)あり。
- 電力網企業による再生可能エネルギー発電事業者への系統連携に係るサービスの提供(14条)
- 国務院建設行政主管部門による「太陽エネルギー利用システム及び建設一体化の技術・経済政策及び技術標準」の策定(17条)
- 国による電力網が届かない地域におけるミニグリッドの建設(15条)及び農村における再生可能エネルギーの開発利用(18条)の促進
- 国によるバイオマス燃料の開発、生産及び利用の促進(16条)
- 都市ガス及び熱供給企業への基準に適合したバイオマス資源を利用して生産されたガス及び熱に係るネットワーク連携義務(16条) 罰則(30条)あり。
- 石油販売企業の燃料販売網への基準に適合したバイオ液体燃料に係る受入義務(16条) 罰則(31条)あり。

(5) 価格管理と費用負担

- 国務院価格主管部門による再生可能エネルギー発電の種別・地区別の系統連

携電力価格の設定・公表（19条）

- 電力網企業が買い上げた再生可能エネルギー発電の販売価格が通常のエネルギーとの比較において割高な場合における販売電力価格への転嫁（20条）

(6) 経済的インセンティブ

- 再生可能エネルギーの開発、実証及び普及への財政支援（24条）
- 利子補給付きの優遇貸付措置（25条）
- 国務院が定める税制上の優遇措置（26条）

3. 今後の課題

本法が実効性を持つためには、本法に基づく具体的な目標、計画、基準、優遇措置等の細則の整備及びその内容が大きなポイントとなる。細則は未だ公表されていないものの、これまで中国政府が公表した見解及び法案の検討段階で2004年7月15日付けの草案（以下「草案」という。）から削除された内容がたたき台になるものと推察される。注目される主な論点は、次のとおり。

(1) 「再生可能エネルギー開発利用の中長期計画の総量目標」及び「利用計画」

国務院エネルギー主管部門は、法第7条に基づきエネルギー需要と再生可能エネルギー資源の実情を踏まえて「総量目標」と当該目標に基づく「利用計画」を策定し、国務院及び各省区の批准を得た上で実施しなければならないとされている。

この再生可能エネルギー開発利用の中長期的総量目標に関連して、2004年6月にボン（ドイツ）にて開催された“International Conference for Renewable Energies, Bonn 2004”を踏まえ同年8月30日付けで公表された“International Action Programme”において中国政府が策定した“Formulating National Renewable Energy Development Strategy and Plan”の内容は、以下のとおり。

- 2010年までに再生可能エネルギーの総量を一次エネルギー消費の10%、トータルで60GW（小水力発電50GW、風力発電4GW、バイオマス発電6GW、太陽光発電450MWを含む。）とする。
- 2020年までに再生可能エネルギーの総量を一次エネルギー消費の12%、トータルで121GWとする。
- 2020年まで、毎年石炭2億トン相当を再生可能エネルギーに代替する。

また、草案では、2010年に一次エネルギー消費の5%、2020年には同10%としており、発電設備の授権容量が500万kW以上の企業に対しては、いわゆる強制割り当て目標として、2010年に認可容量の5%、2020年に同10%と定めている。（草案第26条）

(2) グリッドによる電力全量買取りに係るスキームの構築

現在の中国では、グリッドを所管する送配電部門（電力網企業）及び発電部門は基本的に切り離されている。そのため、再生可能エネルギー発電を行う事業者（いわゆるデベロッパー）が発電した電力を電力網企業が買い取る際の詳細

な条件及び手続きを、買取り契約書の様式化等により策定する必要がある。

(3)再生可能エネルギー買取り価格の設定方法

草案においては、再生可能エネルギー発電の系統連携の電力価格については、系統連携の再生可能エネルギープロジェクトの開始後 3 万時間（約 3.4 年）は固定とし、以後は市況と連動させるとされている。（草案第 52 条）

草案第 52 条における再生可能エネルギー源毎の価格設定方法は、次のとおり。

小水力発電の系統連携電力価格（100kW 以上）	地元省グリッドの前年平均系統電力価格をベースに算出する。
自然流下式の小水力発電の系統連携電力価格（100kW 以上）	地元省グリッドの前年平均系統連携電力価格の 80% をベースに算出する。
風力発電の系統連携電力価格（1 万 kW 以上）	西部地域と東北地区においては、地元省グリッドの前年平均最終販売電力価格の 140% をベースに算出する。 その他の地区においては、地元省グリッドの前年平均最終販売電力価格をベースに算出する。
バイオマス発電の系統連携電力価格（100kW 以上、5 万 kW 以下）	地元省グリッドの前年平均最終販売電力価格をベースに算出する。
太陽光発電の系統連携電力価格（5kW 以上）	地元省グリッドの前年平均最終販売電力価格の 4 倍をベースに算出する。
地熱発電の系統連携電力価格（3,000kW 以上）	地元地方政府が確定する。
海洋発電の系統連携電力価格（1,000kW 以上）	地元地方政府が確定する。

【出所】2004 年 7 月 15 日付け「中華人民共和国再生可能エネルギー利用促進法(草案)」

(4)再生可能エネルギーの範囲の再定義

本法では、非化石エネルギーを「再生可能エネルギー」としているが、一昨年来頻発している炭鉱ガスによる人身事故を背景に、炭鉱ガス及び炭層ガスの活用に対して再生可能エネルギーと同等の優遇措置を講ずべきではないかとの議論が、現在国家発展改革委員会能源局においてなされている。

また、燃料電池等の最先端の再生可能エネルギーについては、現時点ではラポレベルに留まり実機がほとんど存在しない。そのため同法の対象とされていないことから、その対象化は今後の検討課題である。

4.おわりに

「法はあっても法に基づかず、執行は厳格ではないという現象は根深いものがある。

付帯法規が完備されておらず、エネルギー効率基準の制定作業は停滞しており（中略）エネルギー効率の基準がない。」これは1998年に制定された「省エネルギー法」に対する政策当局自らの評価である。（2004年11月25日国家発展改革委員会「中長期省エネルギー計画」）

中国の立法史においては、かように「仏を作って魂を入れず」といった例は枚挙に暇が無い。しかしながら、急速な経済成長に伴うエネルギー需要の急増を背景にした、現在の中国のエネルギー問題は、中国、アジアのみならず世界のエネルギーセキュリティの確保に向け解決すべき緊急課題である。

現在中国における最も有力な再生可能エネルギーである風力発電では、発電容量が、2003年で57万kW、2004年で68万kWに達し、発電コストも1kW当たり0.5元（約6円）台と、石炭火力等の既存電源（約0.2元）と競争できるようなレベルに接近しつつある。

今後の中国における再生可能エネルギーの一層の普及、ひいては世界のエネルギーセキュリティ確保のためにも、再生可能エネルギー法に基づく細則の制定には注視をしていく必要がある。

以上

（参考資料）

「Renewable 2004」HP（<http://www.renewables2004.de/>）

中国風力発電情報センターHP（<http://www.bwp.com.cn/>）

国家発展改革委員会 HP（<http://www.sdpc.gov.cn/>）

その他各種報道等